

## 平成30年度 第2回まちづくり審議会 議事要旨

日 時：平成31年3月26日(火)10:00～12:00

場 所：兵庫県民会館 3階 303号室

出席者：相川康子委員、岡牧生委員、片山朋子委員、角野幸博委員、北川博巳委員、木村由巳子委員、住友聡一委員、鳴海邦碩委員、平田富士男委員、室崎千重委員、山下淳委員、岡つよし委員、龍見秀之委員（森哲男三田市長代理）、古谷博委員  
(※欠席委員：岡絵理子委員、小村崎栄一委員、向山好一委員)

### 1 議事の概要

#### (1) 会議の成立確認

過半数（17名中14名）の委員の出席により審議会成立。

#### (2) 会長・副会長の選任

鳴海委員を会長、山下委員を第1順位副会長、角野委員を第2順位副会長に選任。

#### (3) 大規模小売店舗等立地部会の部会長及び委員の指名

山下副会長、岡絵里子委員、片山委員、小村崎委員、住友委員、室崎委員、北川委員を部会委員に指名。山下副会長を部会長として指名。

#### (4) 議事録署名委員の指名（会長）

名簿順により岡つよし、古谷両委員を今回の議事録署名委員に指名。

#### (5) 報告

事務局から「まちづくり基本方針」の点検・評価を踏まえた取組方策について説明し、その後意見交換を行った。

また、山下副会長から大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果について報告し、その後意見交換を行った。

#### (6) 諮問

事務局からひょうご花緑創造プランの中間評価・見直し等について説明して諮問を行い、その後意見交換を行った。

#### (7) 部会の設置

原案どおり、花緑検討小委員会設置要綱の制定、部会の委員及び委員長の指名を行い、部会を設置。

### 2 主な意見交換

#### (1) 「まちづくり基本方針」の点検・評価を踏まえた取組方策について【報告】

#### 【委員】

検討テーマとして「歴史的建造物を舞台としたまちづくり」とあるが、「舞台とした」ではなく「活かした」「核にした」等とが自然と考える。あえて「舞台とした」とした意図は何か。

**【事務局】**

歴史的建造物を活かすということも含まれるが、まちづくり部として、ハードである歴史的建造物を舞台としたものとしたと考えている。

**【委員】**

「舞台とした」とすると、歴史的建造物の中だけでイベントを行うというイメージが付きまとう。歴史的資源も含めて掘り起こしていくのであれば、補足等が必要ではないか。

**【事務局】**

今後、手引を作成するなかで、名称についても検討を行う。

**(2) 大規模小売店舗等立地部会における調査審議の結果について【報告】****【委員】**

最近、大規模小売店舗等に適した立地場所が少なくなっていると思われる。そのため、事業者が道路等からのアクセス、来退店経路の設定及び駐車場等の場内レイアウト等について、いささか無理をして設計しているものが多いと感じる。

**【委員】**

立地上の問題が大きいということか。

**【委員】**

道路との関係、敷地の形状に係る問題が大きい。具体には、整備された道路に面して来退店しやすい場所かどうか、敷地が整形で駐車場・店舗のレイアウトが適切かどうか等。

**(3) ひょうご花緑創造プランの中間評価・見直し等について【諮問】****【委員】**

県民まちなみ緑化事業は、街路樹などの道路事業に伴う緑化も対象となるのか。

**【事務局】**

県民まちなみ緑化事業は住民団体等による緑化活動が対象であり、道路事業に伴う緑化は対象外としている。

**【委員】**

資料3-4の中段に「適切な維持管理の推進」とあり、このことについて調べているのは良いと思う。ただ、そのなかで不良16.8%とあるが、そもそも維持管理が困難な場所に植栽されたという場合もあると思う。今後、緑化に適さない場所について

分析を行い、そのような場所に緑化を行おうとする際、何らかの指導をしていく可能性はあるか。

### 【事務局】

現状でも、緑化が困難な場所で補助申請があった場合は、技術的な検証を行い、補助対象外としているが、第2期の検証時にも、維持管理不良が約2割あることが課題となった。維持管理不良のなかには経年劣化によるものも含まれているが、今後、維持管理不良の減少に向け、詳細に検証していきたい。

### 【委員】

資料3-4の下段に「延焼を防いだクスノキ」の写真があるが、大木は維持管理が大変だから切ってしまう、という場合もあると思う。県民まちなみ緑化事業には、こういった既存の立派な資源を守っていくための維持管理費用に対する支援は含まれるのか。

### 【事務局】

県民まちなみ緑化事業は、基本的には新たに緑を増やすものを対象としており、既存樹木の維持管理費用への支援は行っていない。ちなみに、新たに緑を増やす場合であっても、資材費や施工費は補助対象だが、維持管理費用は補助対象外としている。

### 【委員】

必ずしも既存樹木の維持管理費用に対する補助が必要かどうかは分からないが、維持管理費用の金額はそこまで大きくないと思われるので、効果がありそうなのであれば、今後、支援について検討していただきたい。

### 【委員】

単に緑化施策として空き地などを芝生化する、というだけでなく、他の施策、たとえば商店街活性化施策と組み合わせれば、地方商店街の商店会などが乗ってくるのでは。

事例として、佐賀市で中心市街地の商店街空き地を芝生化して子供が集まる仕掛けを用意し、活性化を図ったものがある。

そういった「賑わいづくり」の視点を、資料3-4の事業効果の中に位置づけるべきではないか。

### 【事務局】

今後、検討していきたい。なお、県内の事例として、神戸市兵庫区の防災緑地を芝生化・植樹して地域の意識向上とコミュニティ形成が図られたものや、洲本市の商店街の空き店舗跡地を芝生化して取組を始めたものがある。

### 【委員】

資料3-4に「環境を取り巻く近年の状況」が記載されているが、このような情報は県

として別途、総合的・科学的に把握したものを参照し、施策に反映していくべき内容であり、今回の検証の中で取り扱うには重すぎる内容ではないか。

**【事務局】**

県の環境部局が作成している「兵庫県地球温暖化対策推進計画」等で整理されている内容を今回の検証に反映させるという趣旨であり、今回の検証で「環境を取り巻く近年の状況」について詳細に検討するということは考えていない。